

住民基本台帳業務(コンビニ交付)に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 個人の履歴(住民票は個人票を前提とするため)

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 世帯票(個人票の団体数が多いことと、時点での世帯構成を把握すると、データ移行が複雑となるため)

【データ連携方法について】

別紙(データ連携インターフェース仕様書)で定義する。

【データ連携の留意事項】

桁落ち(桁あふれ)した場合は、誤交付につながることから、該当者の制限情報データを作成し、コンビニ交付できないようにすること。

【仕様変更について】

今後の法改正等による仕様変更は、毎年の中間標準レイアウト仕様更改にあわせて、反映する。

それより前にレイアウト変更の必要が発生する場合は、別途、J-LISより案内する。